

介護保険

被保険者・保険料・納付方法

被保険者(加入者)

- 区役所保険年金課保険係
所在地・☎ ☎ P87、P88

65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険の加入者(第2号被保険者)です。また、外国人住民の方も被保険者となります。

保険料と納付方法

- 区役所保険年金課保険係(同上)

■65歳以上の方(第1号被保険者)
保険料は、前年の所得などに応じて決定し、年金の年額が18万円以上の場合には原則として年金から天引きされます(特別徴収)。

年金の年額が18万円未満の場合には、保険料の年金天引きが行われませんので、口座振替や納付書などで個別に納めていただきます(普通徴収)。

なお、年度の途中で、札幌市に転入された方や65歳に到達された方も、年金天引きが開始されるまで、個別に納めていただくことになります。

特別な事情で保険料を納めることが困難な方を対象に、減免制度があります。希望される方はご相談ください。

■40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)

加入している医療保険(国民健康保険、協会けんぽなど)の保険料の一部として納めます。

介護サービス

介護サービスが必要になったら

- 区役所保健福祉課相談受付担当係
所在地・☎ ☎ P87、P88

介護サービスの利用には要介護認定などの申請が必要です。区役所の保健福祉課や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(☎ P90参照)にご相談ください。

介護サービスを受けている方

- 区役所保健福祉課相談受付担当係(同上)

介護サービスを受けている方が札幌市に転入する場合、区役所で14日以内に手続きしてください。

利用料の負担と高額介護サービス費制度

- 区役所保健福祉課給付事務係
所在地・☎ ☎ P87、P88

介護サービスを利用したときは、費用の1割～3割を自己負担します。

その他、施設入所などを利用する場合(短期入所を含む)には、食費・居住(滞在)費などがかかります。

また、介護サービス利用時に支払った自己負担額のうち、一定の上限を超えた分を高額介護サービス費の申請により払い戻します(サービスを受けた月から3、4カ月後)。

子育て・教育

妊娠・出産など

母子健康手帳

- 区保健センター
所在地・☎ ☎ P88

保健センターでは、母子健康手帳を交付します。この手帳は、妊婦健診や出産状況、乳幼児健診などの内容を記録するものです。

乳幼児の健康診査

- 区保健センター(同上)

4カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・3歳児・5歳児の健診を行っており、事前に健診案内を送付しています。

受診日時の変更などは、お住まいの区の保健センターへお問い合わせください。

転入された方で健診案内が届かない方はお住まいの区の保健センターへご連絡ください。

妊産婦健康診査費用・新生児聴覚検査費用の助成

- 区保健センター(同上)

妊婦健診(14回まで)、産婦健診(2回)と新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。母子健康手帳と同時に交付される受診票を、委託医療機関に提示してください。

市外からの転入者は、手続きが必要です。お問い合わせください。

助産制度の利用

- 区保健センター(同上)

経済的理由により入院助産を受けれない場合は、助産施設に入所し、助産を受けることができます。

新生児マススクリーニング

- 衛生研究所 ☎841-7672
所在地 ☎ P92

生後4日から6日の赤ちゃんを対象とした、新生児マススクリーニングを実施しています。

以下は広告です(広告に関するお問い合わせは株式会社サイネックス Tel.011-737-7167へ)

児童発達支援・放課後等デイサービス

給食送迎有

【受付】9:00~18:00(月~土曜日)



事業所番号 /0150203131 事業所番号 /0150203131

運動
コミュニケーション
学習
運動

〒002-8081
札幌市北区百合が原4丁目2番35号



百合が原公園から徒歩1分

TEL:(011)775-3466



事業所番号 /0150203719

運動
幼児療育

〒002-8009
札幌市北区太平9条5丁目2番2号



東8丁目線沿い、太平ゴルフセンター近く

TEL:(011)790-7056



事業所番号 /0150203842

運動
幼児療育

〒002-8029
札幌市北区篠路9条4丁目8番13号



五稜会病院近く

TEL:(011)312-9952



事業所番号 /0150204147

運動
幼児療育

〒002-8081
札幌市北区百合が原4丁目2番36号



ココロ・ろはす隣

TEL:(011)299-8749

見学受付中